



武生基署発 0603 第1号
令和元年6月3日

公益社団法人福井県労働基準協会 南越支部長 殿
建設業労働災害防止協会福井県支部 南越分会長 殿
林業・木材製造業労働災害防止協会福井県支部
南越分会長 殿

武生労働基準監督署



死亡労働災害の撲滅に向けた取組について（緊急要請）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、当署管内における死亡労働災害は1件から2件で推移しておりましたが、
昨年これを大きく上回る4件もの死亡労働災害が発生しました。

この事態を受け、当署においても今年度は「死亡労働災害ゼロ」を最重要課題として取
り組みを進めてきたところであります。

しかしながら、本年5月末時点で当署管内で、すでに1件の死亡労働災害が発生してお
り、労働者1名が亡くなっています。

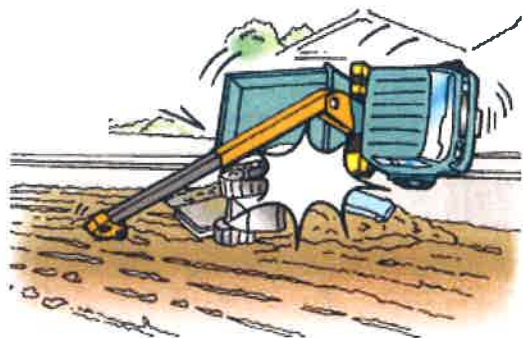
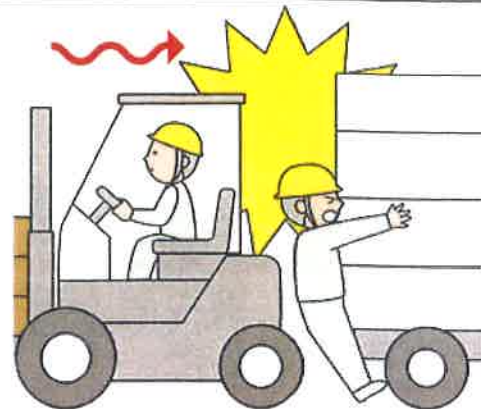
本来、死亡労働災害は常にゼロでなければなりません、年度当初の段階で労働者の尊
い命が失われてしまったことは非常に憂慮すべきことです。

このような現状を踏まえ、当署においてはこれ以上の死亡労働災害を発生させないよ
う、あらゆる機会を通じて、労働災害防止に係る指導及び周知啓発を行っているところ
であります。

第13次労働災害防止計画の基本理念である、「一人の被災者も出さない」を実現するた
め、貴職におかれましては、会員事業場に対し、別添チラシを配布するなどの方法で「死
亡労働災害撲滅」に係る注意喚起を行っていただきますよう要請いたします。

<全業種>

撲滅!!!



死亡災害!

平成30年、福井県内では7月に3件の死亡災害が発生し、武生署管内でも、8月、9月、10月、11月にそれぞれ1件ずつ死亡災害が発生しました。また、残念ながら当署管内で本年5月に死亡災害が1件発生してしまいました。

これ以上、一人の犠牲者も出さないよう、より一層の安全衛生活動をお願いします。

また、7月1日から7月7日は「全国安全週間」の実施期間です。社内でも今一度、安全衛生の取り組みについて振り返る、考えるきっかけとし、**会社全体で死亡災害ゼロの取り組みを行ってください。**

☆取り組みは出来ていますか? ☆
～再度、確認してください～

- ☑ 運転や操作に資格が必要な業務については、有資格者に運転等をさせていますか?
- ☑ 機械の駆動部分や回転部分、刃部などには、カバーや覆いなどが設けられていますか?
- ☑ 保護具（ヘルメット、マスク、眼鏡など）は、有効なものを実際に使用させていますか?
- ☑ 安全のための基本動作（確認行動、指差呼称、基本手順や法令順守など）は社員に定着していますか?
- ☑ 機械の点検は、決められた頻度（作業開始前、毎月、毎年など）で行っていますか?
- ☑ 安全衛生教育は、定期的に行っていますか?



第13次労働災害防止計画の基本理念
「一人の被災者も出さない」を目指し
取り組みを行いましょう!!!

．．．．直近3年間の死亡災害事例．．．．

①＜平成29年3月発生 被災者：20代男性＞

高圧電線張り替え工事において、張り替え後の高圧電線（6600V）から低圧電線（100・200V）へ変換する変圧器へ電流を送るため、被災者が高圧電線にある遮断器にヒューズを差し込んだところ感電した。

②＜平成29年10月発生 被災者：50代男性＞

屋上防水及び外壁塗装工事において、外部足場5段目に降りる階段上で頭部から出血して倒れている被災者が発見されたもの。被災者は保護帽を着用しておらず、足場最上段（6段目）から下段（5段目）に階段で降りようとしたところ、5段目に転落したものと推定される。

③＜平成30年8月発生 被災者：70代男性＞

木材伐倒作業において、解体用つかみ機で道路上に置かれた枝葉を山に捨てる作業中、つかみ機の付近の枝葉を手作業で拾い集めていた被災者が、後進するつかみ機のクローラーに轢かれたもの。

④＜平成30年9月発生 被災者：30代男性＞

新築現場の空調の試運転時に接続未処理の配線を発見したため、ブレーカーを落として結線作業を試みたが、結線を試みた配線が別の配線に入れ替わっていたことに気付かず、活線（通電）状態の配線に触れて感電したもの。

⑤＜平成30年10月発生 被災者：40代男性＞

射出成形機を用いて製品の成形作業を行っていた際に、射出成形機の前面で作業していた被災者が、低速で前後に動く射出成形機と、射出成形機近くの柱との間に頸部を挟まれたもの。

⑥＜平成30年11月発生 被災者：60代男性＞

被災者は積載型トラッククレーン（ユニック車）を運転し、鉄板を現場に搬入する業務に従事していたが、現場に同車両を駐車した際、後方へ逸走したため、車両を止めようと車両の助手席ドア部分を押さえたが押さえきれず、車両と共に路肩から転落し、車両の下敷きとなったもの。

⑦＜令和元年5月発生 被災者：50代男性＞

被災者は建設現場で使用する重機に給油を行うため、軽油の配達業務に単独に従事。一般国道から建設現場へ通じる仮設道（幅約3.3m）を後進中に道路脇の斜面下（高さ約1.6m）に給油車ごと転落したもの。